

# 私道への公共下水道整備

柏市上下水道局 経営企画課

# 目次

私道への下水道管整備について	．．．．．	3
公共下水道整備の要件	．．．．．	4
整備までのスケジュール	．．．．．	5
提出する申請書類	．．．．．	6
下水道受益者負担金とは	．．．．．	7
よくあるご質問（Q & A）	．．．．．	8

# 私道への下水道管整備について

公共下水道の認可区域内において、【柏市公共下水道私道布設要綱】に基づく一定の要件を満たす場合は、関係者からの申請により、市が私道に下水道本管を整備します。

ただし整備出来る条件として、今回申請する私道に隣接して下水道が整備されている箇所、又は下水道工事が予定されている道路に隣接する私道となります。

# 公共下水道整備の要件

- 道路幅員が1.8メートル以上あること。
- 当該私道からの接続する家屋が2戸以上あること。
- 宅地の延長でないこと。
- 全ての方が速やかに公共下水道に接続することが明らかであること。
- 全ての私道の所有者が無償で工事及び維持管理で使用することに同意していること。
- 下水道に接続出来るようになる土地の所有者が公共下水道の設置に伴う受益者負担金について同意していること。

# 整備までのスケジュール

STEP  
1

窓口等による事前相談

⇒ 経営企画課 までご相談ください。

STEP  
2

柏市公共下水道私道布設申請書の提出

⇒ 申請書類は次頁でご確認ください。

STEP  
3

私道への下水道管布設の可否を回答（市）

⇒ 現地調査・資料調査を実施し判断します。

STEP  
4

工事の計画及び予算の確保（市）

⇒ 基本的に翌年度以降の整備となります。

STEP  
5

①工事の設計 ②工事の実施（市）

⇒ 工事完了後、受益者負担金等が発生します。

# 提出する申請書類について

## ① 柏市公共下水道私道布設申請書

添付書類として、私道に隣接する家屋の配置図、私道敷周辺の公図及び私道敷の登記事項証明書又は登記事項要約書が必要になります。

## ② 柏市公共下水道私道布設申請者名簿

## ③ 土地（私道）使用承諾書

## ④ その他市長が必要と認める書類

※書類に押印する印はシャチハタ等は不可となります。

また、書類はかならず自署でお願いします。

# 受益者負担金とは

下水道が整備されると、生活環境が良くなり、自然環境の維持保全にも役立ちます。しかし、誰でも利用できる公園や道路と異なり、下水道は下水道が整備された区域の人しか利用できません。そこで、下水道が整備された区域の方々に、下水道の建設費用の一部を負担していただくのが受益者負担金です。

受益者負担金を納めていただくかたを、受益者といいます。受益者となるかたは、下水道に接続できるようになった土地の所有者です。ただし、その土地に、地上権などの権利をお持ちのかたがいる場合は、地上権などの権利者が受益者となります。なお、一時使用の権利者や借家人は受益者にはなりません。

受益者負担金の額は、所有されている（または権利のある）土地の登記簿の面積に1㎡あたりの単位負担金額を乗じて得た額になります。金額については、料金課 収納担当（04-7167-1409）までお問合せください。

# よくあるご質問（Q&A）

問1 申請書（代表者）の条件はありますか？

答) 特にありませんが、当該事業の代表者として連絡調整を行っていただきます。

問2 申請書の提出後どのくらいで整備されますか？

答) 提出書類、現地の確認が完了し整備可能となった場合は、整備計画にのせ予算を確保し、翌年度以降の設計及び工事となります。

問3 下水道整備要件に、私道の所有者が無償で工事及び維持管理で使用することに同意していることとありますが、一人も欠けてはいけませんか？

答) 基本的には全員の承諾が必須です。



# よくあるご質問（Q&A）

問4 土地の権利者に不明者等がいる場合は？

答) 経営企画課 にご相談ください。

問5 下水道整備要件に、全ての方が速やかに公共下水道に接続することが明らかであることとありますが、どのくらいの期間ですか？

答) 1年以内を目処に切替をお願いします。

問6 下水道管が整備された場合に費用負担は発生しますか？

答) 土地の面積に対し、受益者負担金が発生します。また下水道使用後は、下水道料金が発生します。

問7 受益者負担金とは？

答) 前項でご確認ください。また、詳細な内容については、料金課 収納担当（04-7167-1409）までお問合せください。

# よくあるご質問（Q&A）

問8 下水道使用料金の支払い方法は？

答) 上水道を使用の場合は、水道料金と合わせて徴収となります。

## 【お問い合わせ先】

お問い合わせ内容	担当部署	電話番号
私道布設の相談等，全般に関する事 申請書に関する事	経営企画課	04-7136-2339（直）
受益者負担金に関する事 下水道使用料に関する事	料金課	04-7167-1409（直）
整備内容，時期に関する事 維持管理に関する事	下水道工務課	04-7167-1429（直）